

## 金融・保険市場におけるトピックス

### 【欧州・規制動向】

#### ○EU 加盟国にて第 2 回共同ミステリーショッピングの実施決定

欧州保険・企業年金監督機構（以下「EIOPA」）は 2026 年 4 月、デジタルチャネルを通じた損害保険販売における消費者保護に対応するため、第 2 回「共同ミステリーショッピング」（以下「覆面調査」）を実施することを決定した<sup>（注1）</sup>。

この覆面調査は、図表に示すように、EIOPA による調整のもと EU 加盟 10 カ国において共通の手法を用いて実施され、不適切な販売慣行などを洗い出すことを目的としている。また、結果は 2027 年上半期に公表され、保険販売プロセスの実態に関する有益な知見が提供される予定である。今回決定の覆面調査は、2025 年 6 月に結果が公表された第 1 回に続く実施となる。第 1 回では保険ベースの投資商品の販売実態に焦点が置かれた<sup>（注2）</sup>が、第 2 回では保険のオンライン販売実態に焦点を当てることが発表されている。

（注1）EIOPA, “EIOPA to undertake second coordinated mystery shopping exercise across several EU Member States”（2026.4）

（注2）EIOPA, “EIOPA publishes the results of the first coordinated mystery shopping exercise in the EU’s insurance sector”（2025.6）

図表 EIOPA による第 2 回ミステリーショッピングの概要

| 項目        | 概要                                                                     |
|-----------|------------------------------------------------------------------------|
| 実施主体と対象国  | ○EIOPA の調整のもと、EU 加盟 10 カ国の監督当局が参加する。                                   |
| 調査対象と手法   | ○損害保険の、対面およびオンライン販売を調査対象とする。<br>○専門調査員が見込客になりきり、消費者の保険購入プロセスを体験し、評価する。 |
| 今後のスケジュール | ○2027 年上半期に調査結果を公表予定。<br>○調査結果は監督当局の検証等に役立てられる見込み。                     |

（出典：EIOPA, “EIOPA to undertake second coordinated mystery shopping exercise across several EU Member States”（2026.4）、および EIOPA ウェブサイト等をもとに当研究所にて作成）

### 【イギリス・市場動向】

#### ○ロイズ市場協会、「AI 導入ツールキット」を発表

ロイズ市場協会（以下「LMA」）は 2026 年 4 月、ロイズ市場のマネージング・エージェント<sup>（注1）</sup>を対象とした「AI 導入ツールキット（AI Adoption Toolkit）」の提供を開始した<sup>（注2）</sup>。

このツールキットは、LMA が最近実施した調査<sup>（注3）</sup>で、ロイズ市場で AI の導入が

加速している<sup>(注4)</sup>こと、ガバナンスとリスク管理への注目度が高まっていることが示されたことを受け、コンサルティング会社である Barnett Waddingham との協働により開発された。

AI 導入の様々な段階にある企業を支援するよう、以下の 5 つの基本原則に基づいて設計されており、多様な組織構造、リスク許容度、規制環境に合わせて調整可能な柔軟なフレームワークを提供するとしている。あわせて、本ツールキットには、実務で基本原則を適用するための「サポート用テンプレート」も含まれている<sup>(注5)</sup>。

- ガバナンスと説明責任：明確に定義された役割、監視メカニズム、継続的な監視を備えた多層的な AI ガバナンス体制を整備する。
- リスク階層化：リスクを階層化し、AI システム・ツールへの適切なレベルのコントロール、監視、および検証を可能とする。
- データ保護、セキュリティおよび知的財産：AI の使用のすべての段階で、データ保護、セキュリティ、知的財産の保護を優先する。
- 研修と意識向上：AI の不適切な使用のリスク低減のため、従業員への研修の実施や、従業員の知識向上を支援する「AI 推進者 (AI Champion)」グループの組成などを行う。
- 実践的な導入：小さく始めて、早めに管理体制を導入し、徐々に拡大する。

LMA のアクチュアリーでエクスポージャー管理責任者である Sanjiv Sharma 氏は、「ロイズ市場全体で AI の導入が進むにつれ、その実務における実装方法とガバナンスにますます焦点が移ってきており、マネージング・エージェントが適切な管理体制を早期に導入し、リスクを効果的に管理し、体系的な方法で AI 導入を拡大できるよう、実践的なガイダンスを提供することを目的として本ツールキットを開発した」と述べている。

(注1) マネージング・エージェントとは、保険引受の共同体であるシンジケートの管理、引受業務、その他の運営を担う企業や組織をいう (ロイズウェブサイト)。

(注2) LMA, “LMA launches AI Adoption Toolkit to support governance-led implementation across the Lloyd’s market” (2026.4)

(注3) 2026 年 4 月に発表された調査結果によると、過去 12 カ月間でロイズ市場における AI の導入は 2 倍以上に増加しており、AI に関するガバナンス枠組みについても回答者の 93% が既に導入されているか開発中であると回答している (LMA, “AI Adoption Toolkit” (2026.4))。

(注4) ロイズのシンジケートである Carbon Underwriting が、生成 AI モデルを活用してタスクを自動化し、データ処理時間を数日から数時間へと短縮、3 人のエンジニア体制で収入保険料を 1,500 万ポンド (約 32 億円) から 3 億ポンド (約 650 億円) 以上へ増収させた事例が報告されている (Matt Renner, et al., “1,302 real-world gen AI use cases from the

world's leading organizations” (Google Could Blog, 2026.4))。

(注5) LMA, “LMA AI Adoption Toolkit” (2026.4)

## 【米国・規制動向】

### ○事故車両の修理における部品使用の取扱いに関する法制化の動き

2026年3月、ユタ州で保険会社による自動車事故の修理の際に非純正品を使用する場合には、被保険者宛に事前の書面による通知を必要とする法律が成立した。この法律は、近年の車両でセンサーやレーダー等の搭載が進み、交換部品の品質が安全に関わるとの認識が広まる一方で、保険会社が修理業者に廉価な部品の使用を求める慣行が認められる中、修理部品に関する消費者への開示の明確化を図るために制定されたものである<sup>(注1)</sup>。本法の2026年5月からの施行により、州内で事業を行う自動車保険会社は、同年10月以降に契約または更改される保険契約において、契約時に「補償対象となる損害が発生した場合に、非純正修理部品 (aftermarket crash parts)<sup>(注2)</sup>の使用を許可または指定する可能性があること」を記載した書面で被保険者に通知しなければならない<sup>(注3)</sup>。さらに、その書面には、それらの部品が適合性、品質、性能の面で交換する元の部品と少なくとも同等の種類と品質であることが求められる旨明記する必要がある。

また、同法律においては、修理見積書に以下の内容の記載を義務付けている<sup>(注4)</sup>。

- 元の自動車メーカーが製造した部品以外の部品を使用して修理見積書が作成されたこと
- それらの部品は適合性、品質、性能の面で少なくとも同等の種類であること
- 適用される保証は自動車メーカーではなくその部品メーカーまたは販売事業者によって提供されること

なお、同法律には修理見積書の通知要件について、ユタ州保険局および保険監督官は管理または執行する義務を負わないことが明記されているが、その代替執行機関に関する情報は記載されておらず、遵守状況を誰が監督するかについては明確ではない<sup>(注5)</sup>。

部品使用の法制化に向けた動きは、他州でも進んでいる。オハイオ州では、2025年12月に消費者が純正品を使用した修理も選択できる「自動車保険透明性法 (Auto Insurance Transparency Act)」が提出され<sup>(注6)</sup>、ニューヨーク州やテキサス州でも2025年に純正品の使用に関する法案が提出されている<sup>(注7)</sup>。連邦レベルでは、「公平かつ専門的な自動車産業修理への権利法 (Right to Equitable and Professional Auto Industry Repair Act : REPAIR Act)」が車両データへのアクセスと修理情報を幅広く規定しており、この法律が施行されれば非純正修理部品の入手可能性や価格に影響を与える可能性があると考えられる<sup>(注8)</sup>。

- (注1) Lurah Lowery, “Utah OEM replacement parts bill passes House” (Repairer Driven News, 2026.2)
- (注2) 同法律によると、非純正修理部品は、一般にインナーパネルやアウターパネルを含む自動車の外装を構成する、非機械的な板金またはプラスチック部品の交換部品と定義されている (H.B. 119 Automotive Repair Business Amendments)。
- (注3) Brittney Meredith-Miller, “New Utah law establishes aftermarket auto part disclosures” (PropertyCasualty360, 2026.4)
- (注4) H.B. 119 Automotive Repair Business Amendments
- (注5) Lisa McArdle, “Utah H.B. 119 Signed Into Law; Aftermarket Parts Disclosure Requirements Take Effect May 6” (Autobody News, 2026.4)
- (注6) Lurah Lowery, “New Ohio bill would require OEM parts option in insurance policies” (Repairer Driven News, 2025.12) による。なお、2026 年 3 月初旬にはオハイオ州下院保険委員会に提出され、同月末時点では同委員会で審議中である (Lisa McArdle, “Ohio Bill Would Expand OEM Parts Choice, Add New Requirements For Collision Repair Estimates” (Autobody News, 2026.3))。
- (注7) Lurah Lowery, “Utah bill aims to cover market value differences post-collision, ensure OEM-equivalent parts” (Repairer Driven News, 2025.3) による。なお、ニューヨーク州の法案は、自動車修理工場に対し車両修理時に取付予定の交換部品の種類を開示することを義務付けるものである。テキサス州の法案では、被保険者が所有して 3 年以下の車両を修理する際には、被保険者が非純正品の使用を選択しない限り、純正品の使用および正規の修理手順に沿った修理を実施することが義務付けられている。
- (注8) Lisa McArdle, “Utah H.B. 119 Signed Into Law; Aftermarket Parts Disclosure Requirements Take Effect May 6” (Autobody News, 2026.4)

## 【米国・市場動向】

### OAによる損害の免責の広がりと影響

米国では保険の補償から AI による損害を除外する動きが広がっていると、大手弁護士事務所が 2026 年 4 月に相次いで注意喚起を行った<sup>(注1)</sup>。

この背景には、企業総合賠償責任 (Commercial General Liability : CGL) 保険向けの生成 AI 関連リスクを明示的に補償対象外とする標準特約 (CG 40 47、CG 40 48、CG 35 08) の使用が 2026 年 1 月に開始されたことが挙げられる。これらは強制力のない標準約款を保険業界に提供する「保険サービスオフィス (Insurance Services Office : 以下「ISO」)」が開発したものである。ISO のこれらの特約では、生成 AI を「データでトレーニングされ、テキスト、画像、音声、ビデオ、コードなどのコンテンツや応答を作成する能力を持つ、機械ベースの学習システムまたはモデル」と定義したうえで、それらに起因する身体傷害、財物損壊、人格権侵害、広告侵害など、広範囲

の保険金請求を免責としている<sup>(注2)</sup>。

AI による損害の免責化の背景には、生成 AI が多様な商業活動に組み込まれる一方で、著作権侵害や差別的結果などを巡る訴訟の急増や大規模化が進行している事情がある<sup>(注3)</sup>。保険会社にとっては、これまで AI リスクによる損害について明示的な免責規定がなかったために暗黙的に補償してきた「サイレント AI」が終わろうとしている。米国の損害保険契約の約 82%が ISO の標準約款に基づいていることから、ISO の AI 損害の免責特約条項は急速に普及すると予想されている<sup>(注4)</sup>。

一方、こうした包括的な免責の広がりに対し、保険市場では新たな動きも見られる。大手保険会社の AXA XL やインシュアテック企業の Coalition は、企業が自社で開発した生成 AI のリスクや、ディープフェイクへの対応などについて明示的に補償する特約を導入しているほか、Testudo のような MGA は、AI の出力に起因する第三者の金銭的損失や身体傷害を専門に補償する商品を開発した<sup>(注5)</sup>。これは、これまで補償されてきた AI リスクによる損害が免責とされたことにより生じた補償の空白を、専用の個別商品で埋める動きといえる。

ただし、AI リスクを一律に排除する免責条項については、今後、法的な争点となる可能性も指摘されている。すなわち、保険会社が多用する「AI に起因する」という解釈が最も広範な形で採用されると、ほぼすべての保険金請求が AI の利用に関連しているとの主張がなされる恐れがある。このような主張は、限定的な免責条項を除き被保険者の事業活動を広く補償することを意図した保険契約の本来の目的そのものを無効化することになる。裁判所は、AI による損害の免責条項が被保険者の期待する保険による補償を形骸化させてはならないと明確に述べている<sup>(注3)</sup>。

(注1) Jay Konkell & Hadhy Ayaz, “AI Exclusions in Insurance Policies: Broad Language, Uncertain Impact” (Pillsbury Winthrop Shaw Pittman, 2026.4)、Matthew Lerner, “Insurers, brokers adjust as AI exclusions emerge” (Business Insurance, 2026.4)

(注2) Jay Konkell & Hadhy Ayaz, “AI Exclusions in Insurance Policies: Broad Language, Uncertain Impact” (Pillsbury Winthrop Shaw Pittman, 2026.4)、Nancy Germond, “Verisk to Roll Out New General Liability Exclusions for Generative AI Exposures” (Independent Insurance Agents & Brokers of America, 2025.10)

(注3) Jay Konkell & Hadhy Ayaz, “AI Exclusions in Insurance Policies: Broad Language, Uncertain Impact” (Pillsbury Winthrop Shaw Pittman, 2026.4)

(注4) Polales Horton & Leonardi, “If Your Company Uses GenAI, Be Aware of New Policy Exclusions for GenAI-Related Claims” (2026.2)

(注5) Matthew Lerner, “Insurers, brokers adjust as AI exclusions emerge” (Business Insurance, 2026.4)、Nancy Germond, “Verisk to Roll Out New General Liability Exclusions for Generative AI Exposures” (Independent Insurance Agents & Brokers

## 【アジア・規制動向】

### ○ニュージーランド保険健全性規制改正に向けた市中協議の開始

金融機関の健全性を管轄するニュージーランド準備銀行（Reserve Bank of New Zealand：以下「RBNZ」）は、「2010 年保険（健全性監督）法（Insurance (Prudential Supervision) Act 2010：IPSA）」の改正に向け、2026 年 4 月に改正法案（Insurance (Prudential Supervision) Amendment Bill）を公表し、市中協議を開始した<sup>（注 1）</sup>。同年 7 月まで意見募集が行われる。

この改正法案は、RBNZ による保険会社への規制の強化を目的としている。具体的には、RBNZ が策定する「基準（standards）」<sup>（注 2）</sup>の範囲を拡大することにより、より明確で透明性の高いルールベースのアプローチへ移行することが盛り込まれている。また、破綻処理において RBNZ が管轄当局であることが明確に示されている。改正法案による主な改正は図表のとおりであり、適用開始は 2028 年とされている。

ニュージーランドの大手弁護士事務所は、この改正は長らく待たれたものであり、概ね肯定的に受け止めるとする一方で、強制力のある基準を課す新制度は、特に小規模な保険会社に相当なコンプライアンスコストが生じる可能性があるとの見解を示している<sup>（注 3）</sup>。

（注 1）RBNZ, “RBNZ opens consultation on draft changes to insurance prudential legislation”（2026.4）

（注 2）基準は、一般的に基本法（primary legislation）よりも詳細で技術的な要件を定めている。また、基本法よりも改正が容易であるため、変化するリスク環境への対応に適していると説明されている。

（注 3）MinterEllisonRuddWatts, “Reserve Bank opens consultation on draft IPSA reforms”（2026.4）

図表 改正法案における改正項目（抜粋）

| 項目            | 内容                                                                                                               |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 規制の目的・原則      | ○「規制・監督において比例的なアプローチ <sup>（注 1）</sup> を考慮すること」、および「海外の監督機関の慣行や国際機関のガイダンス・基準を認識すること」を、新たな原則として追加する。               |
| 事業免許の範囲       | ○国外の再保険会社や国外のキャプティブ保険会社の事業免許が不要となる。<br>○国内のすべての保険会社に事業免許の取得が求められる <sup>（注 2）</sup> 。                             |
| 適格性と当局による承認   | ○役員や重要な執行役の選任に RBNZ の承認が必要となる。<br>○保険会社への重要な影響力の取得に際し、RBNZ の承認（または RBNZ への通知）を必要とする基準を、議決権の 50%以上から 25%以上へ引き下げる。 |
| RBNZ の基準策定の拡大 | ○これまで「ソルベンシー」と「適格性要件」のみであった RBNZ の基準策定権限を大幅に拡大する。新たな対象には、「ガバナンス」、「リスク管理」、「情報開示」、「事業継続・復旧計画」、「アクチュアリーへの助言」などを含む。  |

|              |                                                                                                                                                                      |
|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 段階的な<br>監督権限 | ○事前の通知なしで保険会社への立入検査を実施できる権限を RBNZ に与える。<br>○保険会社が、健全性に関する義務への遵守状況をモニタリングし、違反の報告を義務付ける制度を導入する。<br>○違反者に対し是正通知を発行する権限を RBNZ に与える。                                      |
| 執行権限・<br>罰則  | ○執行制度の中に、「強制力のある約束 (enforceable undertaking)」を含める。<br>○軽度の刑事罰を「民事制裁金 (civil pecuniary penalty)」に置き換える。<br>○無免許営業などに、刑事事件と同様に「故意 (Mens Rea)」 <sup>(注3)</sup> の要件を求める。 |
| 破綻処理         | ○RBNZ が、破綻処理を管轄する当局 (resolution authority) であることを明確に示し、それに関連する変更を加える。<br>○破綻会社の処理を円滑に行うため、特定の契約の権利行使に制限を加える制度を導入する。                                                  |

(注1) 保険監督者国際機構 (IAIS) は、比例 (プロポーショナリティ) 原則を、各国の法的構造、市場環境、消費者の状況に適した形で、保険監督を実施することなどと説明している。

(注2) 現在はニュージーランド所在の保険契約者を有する保険会社のみに事業免許が求められている。

(注3) Mens Rea とは、被告人が禁止行為を行っただけでなく、特定の意図をもって行ったことを検察側が立証しなければならない要件のことであり、また、この要件は、刑事事件において一般的に用いられ、特に重大な犯罪においては重要視されると説明されている。

(出典：RBNZ, “Insurance (Prudential Supervision) Amendment Bill - Exposure draft: Consultation paper” (2026.4) をもとに当研究所にて作成)

## 【シンガポール・規制動向】

### ○ 保険会社向けに気候変動対応に関する「移行計画」のガイドラインを公表

シンガポール金融管理局 (Monetary Authority of Singapore : 以下「MAS」) は 2026 年 3 月、保険会社の気候変動への対応に関する移行計画<sup>(注1)</sup> プロセスについて、監督上の期待事項を詳細に定めた「環境リスク管理に関するガイドライン (保険会社向け) - 移行計画 (Guidelines on Environmental Risk Management (Insurers) - Transition Planning : 以下「TPG」)」<sup>(注2)</sup> を公表した。本ガイドラインは 18 カ月の移行期間を経て、2027 年 9 月から適用される。

TPG は、保険会社が気候変動から生じるリスクを評価・管理し、自社のビジネスモデル、ガバナンス、およびリスク管理プロセスを将来を見据えた形で適応させるなど、気候関連リスクについて適切に対応することを目的としている。加えて、気候関連リスクの高い顧客や投資先に対して、一律に保険引受の停止や投資撤退を行うことを控え、移行を支援するための「対話 (engagement)」を重視するなど顧客や投資先の気候変動リスク管理を促進することを求めている。TPG の概要は図表のとおりである。

なお、シンガポールの法律事務所は、TPG により対話の重要性が示されたことで、顧客である企業は保険会社の期待に沿った移行計画を作成・提示することができ、移行に向けた支援を受けやすくなると評価している<sup>(注3)</sup>。

(注1) 気候関連リスクや、気候変動に伴うビジネスモデルの潜在的な変化に備え、企業が実施す

る社内のリスク管理プロセスおよび戦略的計画を指す。

(注2) 本ガイドラインは 2020 年に発行された「環境リスク管理に関するガイドライン (Guidelines on Environmental Risk Management (Insurers))」の追加文書として作成された。

(注3) Shook Lin & Bok LLP, “Client Update - MAS Issues Transition Planning Guidelines for Financial Institutions” (2026.3)

図表 TPG の主な記載事項

| 項目           | 概要                                                                                                                                                                            |
|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ガバナンス<br>と戦略 | ○取締役会および上級管理職が、事業戦略やリスク選好方針に関して決定を下す際に、気候変動に起因する現在および将来の事業環境の変化が保険会社のリスクプロファイルにどのような影響を与えるかを考慮する。<br>○移行計画に関する自社のアプローチおよびその実施状況を定期的に見直す仕組みを確立する。                              |
| リスク管理        | ○シナリオ分析やストレステスト等による評価の結果、自社の事業に重大な影響を与える事象が判明した際には、経営陣の適切な行動を引き起こすために、評価内容を自社の事業計画に組み込む必要がある。<br>○脱炭素化等の計画において、目標と実績の間に重大な乖離が生じた場合、その要因を把握し、理解するプロセスを持ち、必要に応じて目標の妥当性を定期的に見直す。 |
| 保険引受         | ○保険会社は、顧客が直面する気候関連リスクとその対応について顧客を積極的に関与させる構造化されたプロセスを持つ必要がある。<br>○リスクマネジメントに取り組む企業が必要な補償を確保できなくなる事態を防ぎ、プロテクションギャップの拡大や無秩序な移行を回避するため、気候変動リスクの高い顧客に対し一律に保険引受を停止することを控えるべきである。   |
| 投資           | ○保険会社は、気候関連リスクとその対応についてアセットマネージャーや投資先を関与させるための構造化されたプロセスを持つ必要がある。<br>○リスクマネジメントに取り組む投資先の資金調達を阻害し、座礁資産 <sup>(注)</sup> 化や無秩序な移行を招くことがないよう、気候関連リスクの高い投資先について一律の投資撤退を控えるべきである。    |

(注) 市場環境・社会環境の変化によって価値が大きく毀損する可能性のある資産のこと（三菱 UFJ 信託銀行ウェブサイト）。

(出典：Monetary Authority of Singapore, “Guidelines on Environmental Risk Management (Insurers) - Transition Planning” (2026.3) をもとに当研究所にて作成)